

川西市立総合医療センターの管理運営業務
に係る仕様書

川西市
医療法人 協和会

川西市立総合医療センターの管理運営業務に係る仕様書

1 指定管理者が行う管理運営業務の範囲

(1) 川西市立総合医療センター（以下、「総合医療センター」という）における診療及び検診に関する業務

総合医療センターが提供する入院診療、外来診療等の医療及び医療関連行為並びに関係業務（診察、相談、検査、処置、手術、調剤、投薬、看護、診断、給食、霊安、受付会計等すべての業務）

ア 基本理念

「良質な医療の提供を通して地域社会に貢献します」

イ 基本方針

(ア) 地域の医療機関と連携し、市の基幹病院の役割として地域包括ケアシステムの構築を進める。

(イ) がん診療の充実を図る。

(ウ) 救急医療の充実を図る。

(エ) 小児・周産期医療を推進する。

(オ) 病室を全個室とし、療養環境の向上を図る。

ウ 診療科・センター

(ア) 以下の診療科を標ぼうすること。

内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、神経内科、ペインクリニック内科、外科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、産婦人科、小児科、耳鼻咽喉科、眼科、泌尿器科、皮膚科、精神科、救急科、麻酔科、放射線科、病理診断科、リハビリテーション科

(イ) 多職種の協働のもと以下の専門的な医療体制を形成し、診療を行うこと

循環器センター、消化器センター、脳卒中センター、周産期センター、乳腺センター、糖尿病・生活習慣病センター、オンコロジーセンター、人工関節センター、生殖医療センター、救急センター、内視鏡センター、患者支援センター、急性期リハビリテーションセンター

エ 外来診療体制

(ア) 各診療科の診療は、患者が受診しやすいよう配慮すること。

(イ) 市民の医療需要に対応した専門外来等を実施すること。

オ 入院診療体制

病床数は以下のとおりとする。

病床数 405 床

カ 看護

(ア) 患者の状況に応じた、適切な看護ケアを行うこと。

(イ) 一般病床の看護配置は急性期一般入院料 1 の基準を満たすこと。

(ウ) 看護基準・手順が定められていること。

- (I) 体系的な継続教育を行うこと。
- (オ) 夜勤体制は、急性期一般入院料1を取得する病棟においては、原則1病棟3人体制とし、夜勤勤務時間については、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針(平成4年文部省・厚生省・労働省告示第1号)に準じるものとする。

キ 5 疾病5事業に対する取り組み

(ア) 5 疾病

a がん

兵庫県がん診療連携拠点病院に準ずる病院として、がんの予防・早期発見から集学的治療まで、総合的ながん医療体制を強化する。なお、PET検査、放射線治療などについては、患者にとって最適な治療を受けることができるよう、高度専門病院との連携・紹介等を通し、地域医療のハブ的役割を担う。

b 脳卒中

脳卒中や外傷などの急性期の診断から治療、急性期リハビリテーションまでの高度かつ総合的な急性期脳卒中医療への対応を強化する。

c 心疾患

入院治療を要する患者の治療管理等、内科的治療を行う。なお、心臓血管外科領域については、周辺の専門医療機関との連携強化によって医療体制の充実を図る。

d 糖尿病

糖尿病診断、患者教育、糖尿病合併症診断及び他診療科との連携による糖尿病合併症の集学的治療を行う。なお、透析については、導入透析の対応を行い、維持透析については、地域医療機関(かかりつけ医)と連携しながら治療を行う。

e 精神疾患

精神疾患以外の入院・外来患者で認知症を合併した患者への対応を行う。上記以外の患者は原則、専門病院と連携し、診療体制の充実を図る。

(イ) 5 事業

a 救急医療

二次救急医療機関として、地域の医療機関と連携し、市内発生救急患者の市内完結率の向上を図る。

b 小児・周産期医療

小児・周産期医療等地域において必要とされる医療が途切れなく提供できるよう、産婦人科医師や小児科医師の診療体制を強化するとともに、周辺医療機関と連携・連動を図る。

c 災害医療

災害時には行政や地域の医療機関と連携・協力を図り、適切な医療が提供できる体制を整備する。

ク 新興感染症等の感染拡大期における医療

今後、実際に発生する新興感染症等については、事前に予測することが困難である

ため、今般の新型コロナウイルス感染症のように県から感染者受け入れ要請等があった場合は、公立病院として速やかに適切な対応がとれるよう予め準備を進めておくこと。

ケ 医療における安全管理

(ア) 医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11の規定に基づき、安全管理のための体制を確保し、安全な医療を提供すること。

(イ) 感染対策マニュアルを策定し、標準予防策を実施すること。

コ 医療倫理に基づく医療の提供

(ア) 患者中心の医療を行うこと。

(イ) 患者の請求に応じてカルテを開示すること。

(ウ) 倫理委員会を設置すること。

サ 医療データベースの構築と情報提供を行うこと。

シ 市民参加の推進

(ア) 医療情報、経営情報等の情報公開の推進を図ること。

(イ) 病院ホームページの開設、広報誌の発行など病院広報に努めるとともに患者アンケートを実施し、利用者の意見を積極的に取り入れること。

(2) 建物、設備、備品等の維持管理に関する業務

ア 施設及び設備の維持管理

(ア) 指定管理者は、病院の施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、医療等の提供が円滑に行われるように、施設及び設備の日常点検、保守及び法定点検の保守管理業務を行うこと。

(イ) 施設及び設備等の維持管理として、別紙1に定める法定点検及びその他定期点検等を実施すること。

イ 清掃業務

(ア) 良好な衛生環境、美観の維持を心掛け、公共施設としての快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

(イ) 日常清掃の頻度等その内容については、指定管理者が施設の使用頻度等に応じて、適切に行うこと。なお、日常清掃では実施しにくい箇所についても、定期的に清掃を行うこと。

ウ 備品の管理

(ア) 備品については、備品台帳を作成し、適切な管理を行うこと。

(イ) 市が所有する備品が本来の使用目的に供することができなくなったと認められるとき、又は亡失があったときは、直ちに市に報告すること。

(ウ) 市の所有に係る備品の廃棄について、その旨を市に報告すること。

(イ) 指定管理期間終了時には、備品台帳を市へ提出すること。指定期間中に市が必要と認めた場合も同様とする。

(3) 利用者に対する物品の販売又はサービスの提供

ア 利便施設

入院・外来患者及びその他の来院者の利便性向上のため、売店等を設置運営すること。

イ 駐車場管理

来院者が安全に通行できるよう、敷地内及びキセラ川西プラザ第1駐車場から病院までの周辺道路の通行誘導、キセラ川西プラザ第1駐車場前の車両整理を実施する誘導員を必要に応じて配置すること。

ウ 送迎バス事業への協力

市が実施する送迎バス事業について、敷地を出入りするバスの安全確保及びバス乗降時における利用者の安全確保に努めること。

(4) その他市又は指定管理者が必要と認める業務

ア 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取り組み

地域医療連携推進法人川西・猪名川地域ヘルスケアネットワークの構成員として、隣接する他圏域との連携を図りながら、地域における医療機関相互間の機能分担、連携を進め、質の高い医療を効果的に提供すること。

イ 福祉との連携

(ア) 地域の介護サービス事業者及び障害者福祉施設、児童福祉施設との連携を強化し、在宅や施設等での患者急変時の対応及び診察に協力すること。

(イ) 介護老人保健施設、介護老人福祉施設の協力病院となること。

(ウ) 市の高齢福祉担当及び居宅介護支援事業所との連携を図ること。

ウ 管理運営に付随する業務

管理運営に付随する次の業務を適切に実施すること。

(ア) 病院運営に係る周辺住民等の苦情、紛争の処理

(イ) 病院運営に係る廃棄物の処理

エ 市の事業への協力

市の事業において総合医療センターの協力を必要とする場合は、指定管理者は、可能な限り協力を努めること。この場合における市の負担は、協議により定める。

オ 緊急時業務

川西市地域防災計画、川西市水防計画、川西市国民保護計画、川西市新型インフルエンザ等対策行動計画等における総合医療センターの役割を担うこと。

カ その他業務

その他総合医療センターにおいて必要と認められる業務については、市と指定管理者が協議の上、実施するものとする。

2 管理の基準

(1) 診療日・診療時間等

ア 診療日・診療時間等

診療日：月曜日から金曜日まで

診療時間：午前9時00分から午後5時00分まで

受付時間：午前8時30分から午前11時30分まで

イ 休診日

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月30日から翌年の1月3日までの日

市と指定管理者は、協議の上、診療日、診療時間、受付時間及び休診日を変更できるものとする。

(2) 環境への配慮

指定管理者は、本業務の遂行にあたって地球温暖化防止等環境に配慮すること。

(3) バリアフリーへの配慮

指定管理者は、施設内のバリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示板等に配慮すること。

(4) 帳簿の記帳

指定管理者は、総合医療センターの管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については7年間保存すること。また、これらの書類について市が閲覧を求めた場合は、これに応じること。

(5) 文書管理

指定管理者は、本業務に係る文書を適正に管理し、当該文書の検索に必要な資料として文書目録を作成し、川西市情報公開条例に基づき一般の利用に供するとともに、毎年度終了後、市に提出すること。

指定管理者は、指定期間終了後、本業務に係る文書を市又は市が指定する者に引き継ぐこと。

3 職員の処遇について

(1) 研修等

医師、看護職員、医療技術職員等に対する研修や自己研鑽のための制度を整備すること。

(2) 子育て支援制度

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組み、子育て支援制度を整備すること。

(3) 福利厚生施設

職員の福利厚生のための施設（看護師寮及び保育園）を確保し運営すること。

(4) その他

市立川西病院看護職員修学資金貸与規程（平成18年病院事業管理規程第6号）による借受人を原則採用すること。また、当該規程に準じた制度を継続すること。

4 法人格の変更について

総合医療センター開設後、5年以内に永続性・公益性の高い法人格（社会医療法人）への移行を進めること。

5 その他特記事項

協議事項

本業務を履行するに当たり、前提条件及び内容等の変更又は特別な事情が生じたときは、市と指定管理者が協議の上、本仕様書の規定を変更することができるものとする。

令和4年9月1日

川西市中央町12番1号
川西市
川西市長 越田謙治郎

川西市中央町16番5号
医療法人 協和会
理事長 北川 透

別紙 1 法定点検及びその他定期点検等 実施項目一覧

【法定点検】()内は頻度を示す

- ・ 建築設備定期検査 (年 1 回)
- ・ エレベーター定期点検 (年 4 回)
- ・ エスカレーター定期点検 (年 12 回)
- ・ オートリフター設備点検 (年 6 回)
- ・ 小荷物専用昇降機定期点検 (年 12 回)
- ・ 特定建築物定期検査 (3 年に 1 回)
- ・ 飲料水水質検査 (年 2 回)
- ・ 防虫防除 (厨房：年 6 回 全館 1：年 2 回)
- ・ 地下タンク等漏洩検査 (3 年に 1 回)
- ・ 防火対象物点検 (年 1 回)
- ・ 防災管理点検 (年 1 回)
- ・ 防災設備定期検査 (年 1 回)
- ・ 消防設備点検 (年 2 回)
- ・ 簡易専用水道検査 (年 1 回)
- ・ 非常用発電機設備定期点検 (年 1 回)
- ・ 無停電電源装置点検 (年 1 回)
- ・ 非常用発電機設備負荷運転 (6 年に 1 回)
- ・ 直流電源装置点検 (事後保全)
- ・ 空調機フロン簡易点検 (年 4 回)
- ・ 空調機フロン定期点検 (3 年に 1 回)
- ・ 上水受水槽清掃作業 (年 1 回)
- ・ 貯湯槽清掃 (年 1 回)
- ・ ばい煙測定 (年 2 回)
- ・ ばいじん測定 (5 年に 1 回)
- ・ 温水ボイラー点検 (年 1 回)
- ・ 蒸気ボイラー点検 (年 2 回)

【その他定期点検等】

- ・ 設備巡回定期点検 (年 12 回)
- ・ 冷温水発生機定期保守点検 (年 4 回)
- ・ 空冷ヒートポンプチラー点検 (年 1 回)
- ・ 冷却塔清掃 (年 7 回)
- ・ コージェネレーションシステム定期保守点検 (事後保全)
- ・ 中央監視設備点検 (事後保全)

- ・ 自動制御設備定期点検 (年 1 回)
- ・ エアコンプレフィルター清掃 (年 2 回)
- ・ 雑用水水質検査 (年 6 回)
- ・ 加圧給水ポンプ点検 (事後保全)
- ・ グリストラップ清掃 (年 4 回)
- ・ 自動ドア保守点検 (年 2 回)
- ・ 排水処理設備保守点検 (年 24 回)

- 1 手術室・厨房・病室除く。
- 2 メーカー保証期間の対応は除く。